

令和6年小田原市議会3月定例会議案

(議案第33号～議案第37号)

令和6年2月14日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 33 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 34 号	小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職 員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 35 号	小田原市介護保険条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 36 号	小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 37 号	小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例……………	9

案 議 例 条

議案第 33 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市健康増進計画推進委員会の項の次に次のように加える。

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会	小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10 人以内
---	--	--------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

市長の附属機関として小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会を設置するため提案するものであります。

議案第 34 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 10 条第 3 項第 2 号中「、支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、「定める職員」の次に「並びに次条第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加える。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 10 条の 2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 26 条第 1 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 30 条の見出しを「（パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る特例）」に改め、同条第 1 項中「が特殊勤務」を「が在宅勤務等、特殊勤務」に改め、「それぞれ」の次に「在宅勤務等手当、」を加える。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 7 条の 2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規程で定める場

所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

第25条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて、自己の住居等において一定期間以上勤務する職員に対し在宅勤務等手当を支給するため提案するものであります。

議案第35号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万360円」を「3万2,700円」に改め、同項第2号中「4万4,320円」を「4万9,230円」に改め、同項第3号中「4万5,540円」を「4万9,590円」に改め、同項第4号中「5万4,640円」を「6万4,690円」に改め、同項第5号中「6万720円」を「7万1,880円」に改め、同項第6号中「7万2,860円」を「8万6,250円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「7万8,930円」を「9万3,440円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「9万1,080円」を「10万7,820円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「10万3,220円」を「12万2,190円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第13号中「12万7,510円」を「18万6,880円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「12万1,440円」を「17万9,700円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「11万5,360円」を「17万2,510円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「10万9,290円」を「15万940円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 16万5,320円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 13万6,570円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8,210円」を「2万480円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万9,140円」を「3万4,860円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「4万2,500円」を「4万9,230円」に改める。

第7条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第5条及び第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

第9期おだわら高齢者福祉介護計画の計画期間となる令和6年度から令和8年度までの期間に係る第1号被保険者の保険料率を定めるため提案するものであります。

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成 29 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市子ども医療費助成条例

第 1 条中「小児に係る」及び「小児の」を「子どもの」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項各号中「小児」を「子ども」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「小児」を「子ども」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 3 条第 1 項中「小児であって前条第 5 項第 1 号」を「子どもであって前条第 4 項第 1 号」に改め、「保護者」の次に「（これに準ずるものとして市長が認める者を含む。）」を加え、同条第 2 項中「小児」を「子ども」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者の監護する小児」を「子ども」に改め、「（小児のうち児童等以外の者（以下「継続入院小児」という。）にあつては、入院に係る医療費に限る。）」を削る。

第 5 条中「（継続入院小児を監護する者を除く。）」を削る。

第 6 条第 1 項中「その監護する小児」を「子ども」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条から第 6 条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（小田原市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

- 3 小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 33 号）の一部

を次のように改正する。

別表第1の1の項及び別表第2の1の項中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

子どもの医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡大するため提案するものであります。

議案第 37 号

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和 41 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額」を「月額 6 万円」に改め、同条各号を削る。

第 10 条第 2 号中「奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間」を「事業管理者が別に定める期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条及び第 10 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に小田原市看護師等奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）に決定される者に係る奨学金の貸付けについて適用し、同日前に奨学生に決定された者に係る奨学金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

市立病院における看護体制の充実を図る観点から看護師等奨学金の額等の見直しを行うため提案するものであります。

